

令和 8 年度 税制改正見直し事項 (廃止・縮減)

(国土交通省都市局まちづくり推進課)

項目名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の廃止																							
税目 (条文番号)	所得税、法人税																							
見直しの内容	<p>(1) 現行制度の概要 令和 8 年 3 月 31 日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。</p> <table border="1" data-bbox="491 584 1356 752"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却率</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資時期</td> <td>R7.4.1 ~ R8.3.31</td> <td>R7.4.1 ~ R8.3.31</td> </tr> <tr> <td>機械・装置</td> <td>45%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>23%</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 要望の内容 令和 8 年 3 月 31 日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="491 913 1503 1232"> <thead> <tr> <th>【関係条文】</th> <th>平年度の増収見込額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本大震災復興特別区域法第 37 条</td> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>+ 377 百万円 (百万円)</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2</td> <td>(改正増減収額)</td> <td>(百万円)</td> </tr> </tbody> </table>				特別償却率	税額控除	投資時期	R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.4.1 ~ R8.3.31	機械・装置	45%	14%	建物・構築物	23%	7%	【関係条文】	平年度の増収見込額		東日本大震災復興特別区域法第 37 条	(制度自体の減収額)	+ 377 百万円 (百万円)	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2	(改正増減収額)	(百万円)
	特別償却率	税額控除																						
投資時期	R7.4.1 ~ R8.3.31	R7.4.1 ~ R8.3.31																						
機械・装置	45%	14%																						
建物・構築物	23%	7%																						
【関係条文】	平年度の増収見込額																							
東日本大震災復興特別区域法第 37 条	(制度自体の減収額)	+ 377 百万円 (百万円)																						
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2	(改正増減収額)	(百万円)																						
廃止又は縮減の理由	<p>本特例措置は令和 3 年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。</p> <p>本特例措置の創設以降、地震・津波等により直接被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和 7 年度までとされている第 2 期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。</p>																							